

広島県中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十六号

広島県中小企業・小規模企業振興条例

広島県の中小企業・小規模企業は、県内企業数の九十九パーセント以上を占め、そのうち小規模企業は約八割にも上り、住民生活の向上、地域経済の安定、雇用機会の創出、地域活動の実践などにおいて、地域を支えるために欠くことのできない存在である。

本県が今日に至るまで発展を続けているのも、こうした中小企業・小規模企業が、長きにわたり、重要な役割を果たしているからにほかならない。

しかしながら、少子高齢化が進み、労働力の確保が困難となる中、国内需要の低迷や海外との競争の激化など、中小企業・小規模企業を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、とりわけ経営基盤の弱い小規模企業は深刻な状況に置かれている。

こうした状況のもと、本県経済の発展及び地域の活性化のためには、小規模企業をはじめとする中小企業の振興が不可欠であり、県民の間でその重要性に対する認識が共有されるとともに、多くの関係者が連携及び協力し、中小企業・小規模企業の持続及び成長に向けた取組を支援していく必要がある。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要な課題として位置づけ、施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、県の責務や関係者の役割等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もつて本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 中小企業・小規模企業 第一号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。
- 四 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であつて、県内に事務所等を有するものをいう。

五大企業者 中小企業・小規模企業以外の事業者であつて県内に事務所等を有するものをいう。

六 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて県内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいう。

七 大学等及び研究機関 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十一条第一項に規定する各種学校並びに研究機関であつて県内に所在するものをいう。

（基本理念）

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- 二 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業者については、持続的な発展を図るために取組が促進されること。

三 県、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関その他中小企業者の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び県民の協力を得て推進されること。

四 県内の多様な産業の集積、優れた人材、豊かな特産物その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

（県の責務）

- 第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関等と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、県民の理解を深めるよう努めなければならない。

（市町との協力）

第五条 県及び市町は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（中小企業者及び小規模企業者の努力）

第六条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

3 小規模企業者は、基本理念にのつとり、その事業の持続的な発展を図るため、自主的に着実な事業運営を図るよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第七条 中小企業支援団体は、基本理念にのつとり、中小企業者の経営の改善及び向上並びに小規模企業者の持続的な発展を図るために取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第八条 大企業者は、基本理念にのつとり、地域の雇用を支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業に対し、その事業の成長及び発展に配慮し、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第九条 金融機関等は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力をを行うよう努めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び研究機関の役割)

第十条 大学等及び研究機関は、基本理念にのつとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十一条 県民は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業の振興が、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十二条 学校（学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）をいう。）は、基本理念にのつとり、中小企業・小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第十三条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講じるものとする。

- 一 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。
- 二 成長分野への参入に向けた新商品及び新技術の研究並びに開発の促進を図ること。
- 三 国内外における市場の開拓及び海外における事業の展開の促進を図ること。

四 経営方法の改善、技術の向上その他中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図ること。

- 五 産学金官の連携（県、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関等が相互に連携することをいう。）等による技術及び新商品の開発等の促進を図ること。
- 六 中小企業組合制度の活用支援及び業種間連携の促進を図ること。
- 七 商店街及び中心市街地等の活性化を通じての商業の振興を図ること。
- 八 地域にある産業基盤その他の地域資源を活かした事業活動の促進を図ること。
- 九 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 十 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- 十一 融資制度等による資金供給の円滑化を図ること。
- 十二 雇用環境の整備を図ること。

（小規模企業の importance を踏まえた配慮）

第十四条 県は、前条各号に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講じるに当たっては、小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割的重要性に鑑み、その事業の持続的な発展を図るため、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

（施策の実施状況の公表）

第十五条 知事は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

（中小企業者等の意見の反映）

第十六条 県は、中小企業者、小規模企業者及び中小企業支援団体等から意見を聴取するための会議を定期的に開催し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十七条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。